

屋外広告物総合保険制度

「第一賠責」

(請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)は、
日広連の所属員(事業者)を加入対象とした保険制度です。

●対象工事の遂行または設置・取付等の工事の結果(ただし、引渡し後5年以内に限ります。(プラチナタイプの追加補償部分を除きます。)に起因して、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●補償範囲、支払限度額によって、「シルバー」・「ゴールド」・「プラチナ」の3タイプより加入内容を選べます。

※対象工事

- 広告物の取付、取替、補修、撤去工事およびそれに付帯する工事
⇒「シルバー」、「ゴールド」
- 上記に加え広告物以外の工事(広告物工事を含む) ※2ページ追加工事一覧を参照。
⇒「プラチナ」



保険金をお支払する事故の例

1. 請負作業遂行中の事故(請負業者賠償責任保険)

- ・ビル外壁への広告物取付作業中に、誤って工具を落として第三者の所有する自動車を損壊した。
- ・工事現場で積み上げていた資材が崩れ、隣のビルの壁を傷つけてしまった。 等

2. 仕事の結果に起因する事故(引渡し後の事故)(生産物賠償責任保険)

- ・広告物の取付の不具合が原因で、看板が落下し、通行人が負傷した。 等

3. 塗装・溶接に係る事故(請負業者賠償責任保険)

- ・看板の塗装作業中に、塗料が風に流され、
第三者の所有する自動車(付近に停車中)に付着した。
- ・看板の溶接作業中に鉄粉が飛散し、
隣接するビルの壁面に付着した。 等

* ただし、然るべき養生等の事故防止を行っていないかった場合は、
「事故の偶然性」が認められず、保険約款上の免責となって
保険金が支払われませんので十分にご注意ください。

保険期間

2020年
3月1日午後4時

▼
2021年
3月1日午後4時

手続きの流れ

- 加入対象者:(一社)日本屋外広告業団体連合会の所属員(事業者)
- 加入締切日:毎月20日までにお申込みいただくと、翌月1日(午後4時)付けでご加入できます。
- 中途脱退の場合:毎月20日までにお申出いただくと、翌月1日付けで中途脱退となります。
- 挂金のお支払:掛金納付方法の詳細は、所属会員団体にお問合せください。
- 必要書類等:第一賠責加入申込書(シルバー、ゴールド、プラチナ別)に必要事項をご記入いただき、
ご捺印のうえ、所属団体にお申し出ください。

更新の取扱いについて

現在ご加入の方につきましては、更新内容ご確認の案内をいたしますので、ご加入者は「最近の年度の売上高」をご確認のうえ、変更がある場合はお申し出いただき、掛金の変更を行ってください。

2020年2月20日までにご加入の方から特段のお申し出、または、保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。ただし動産、第二は除きます。(6~8ページに定める売上高の範囲で、売上高の掛金の変更のない方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。)